

佐賀大学

電子計算機センターニュース

NO. 21

佐賀大学

電子計算機センター

57年6月28日

1. 「プログラムライブラリ内規」の制定およびライブラリ開発課題の募集について
2. センター利用の一時停止について

1. 「プログラムライブラリ内規」の制定およびライブラリ開発課題の募集について

6月24日(木)の電子計算機センター運営委員会において別紙1の「佐賀大学電子計算機センタープログラム内規」および別紙2の「プログラムライブラリ開発課題募集要領」が制定されました。これは学内の一般利用者が使用できるような汎用性のあるプログラムを開発、提供しようとする方に対しそれに要する計算機使用料の全額または一部をセンターで負担しようとするものです。詳しくは別紙1、2をご覧ください。

この内規の制定に伴ない開発課題の募集を致します。募集要項(別紙2)の第2項に締切りは毎年3月末日と10月末日とありますが、今回限り7月末日を締切りとして募集します。奮って応募して下さい。

2. センター利用の一時停止について

8月14日(土)、16日(月)の2日間はセンターの利用をすべて停止します。

佐賀大学電子計算機センタープログラムライブラリ内規

<設置>

第1条 佐賀大学電子計算機センター（以下「センター」という。）に、学術研究の発展に寄与するため、プログラムライブラリ（以下「ライブラリ」という。）を置く。

2. ライブラリは、センターに計算機システムの一部として納入されたプログラム、センターが開発収集したプログラム及びセンターの利用者が提供したプログラムをもって構成する。

<利用者の資格及び責任>

第2条 ライブラリを利用するにこのできる者は、センターの課題番号を有する者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、佐賀大学電子計算機センター運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た者はライブラリを利用することができる。
3. ライブラリプログラムの利用結果に関する責任は、利用者が負うものとする。
4. ライブラリプログラムの利用者は、プログラムの誤りを発見した場合は、センターへ報告しなければならない。
5. ライブラリプログラムの利用結果を印刷公表する場合は、原則としてプログラム作成者を明記し、その写しをセンターに提出するものとする。

<ライブラリ開発者の資格及び責任>

第3条 センターの補助を得てライブラリプログラムを開発する者は、「プログラムライブラリ開発課題申請書」を提出し、委員会の承認を経て、センター長から許可された者とする。

2. ライブラリプログラムの内容は原則として公表するものとする。ただし、プログラム作成者の権利保護等のため、委員会が必要と認められた場合は、公表を保留することができる。

<ライブラリプログラムの開発>

第4条 開発に必要な計算機利用に要する経費のうち、委員会で認められた部分は、センターの負担とする。

2. 許可された開発課題名は、センターが公表する。

<ライブラリの維持及び管理>

第5条 前2条の規定により開発され又は収集されたプログラムの取り扱いは、委員会において決定するものとする。

2. ライブラリのプログラムの登録及び整備は、センターが行う。

附則

この内規は、昭和57年7月1日から施行する。

プログラムライブラリ開発課題募集要領

1. 対象となる課題

広く各分野で使われる可能性のあるプログラム、または、ある専門分野に限られるが、その分野では広く使われる可能性のあるプログラム。

開発されたプログラムは、センターライブラリとして登録しなければならない。

2. 課題申請

開発課題申請の締切りは、毎年3月末日及び10月末日とする。ただし、佐賀大学電気計算機センター運営委員会（以下「委員会」という。）で早期開発の必要性を認められる場合は、その限りではない。

3. 審議・承認

申請された開発課題は、委員会において審議し、その取扱いが決定される。

4. 課題番号の割当

1) 承認された開発課題に対して、ライブラリ開発用の課題番号を割当てる。

2) ライブラリ開発用課題番号の計算機利用負担金のうち委員会で認められる部分は、センターの負担とする。

5. 開発作業

1) 課題の作業期間は年度内とする。従って長期にわたる開発課題は、年度始めから作業開始できるように前年度に申請を済ませておくこと。

2) 開発のための計算機付与などは通常の手続きによること。

なお、開発作業上必要なファイル利用、特殊なジョブ処理などは
センターに申し出る事。

6. 報告・義務

- イ) 開発作業が終了した場合には、ライブラリ開発終了報告書及び
ライブラリプログラム説明書を添付し、終了報告しなければならない。
- ロ) 開発者はライブラリに登録後一年間、デバッグの義務を負うもの
とある。

様式 1

プログラムライブラリ開発課題申請書

佐賀大学電子計算機センター長殿

下記のようにプログラムライブラリを開発することを申請します。

受付番号	
受付年月日	
開発番号	

開発課題			
予想作業期間	年 月 日から	年 月 日まで	
予想計算 使用料			
開発者	責任者氏名	所 属	身 分
	TEL () - () - () 内線 ()		
	担当者氏名(専任)		
プログラムの形式	a. コンプリートプログラム	b. サブルーチン	c. 関 数
		d. 手続き	e. 関数手続き
使用言語	a. FORTRAN	b. COBOL	c. FASP
	d. PL/I	e. その他 ()	

上記申請を承認いたします。ただし、
 課題番号及び当センターが負担
 する計算機使用料金は右記の通りとする。

_____ 円

昭和 年 月 日 佐賀大学電子計算機センター長 印

- 注 1. 太線の枠内に記入してください。
 2. プログラムの形式、使用言語は未定の場合は記入しないでください。

開発課題の説明（資料があれば添付してください）

開発により期待される効果

作業の分担・手順

備 考

様式 2 ライブラリ開発 終了 報告書

開発番号	
報告年月日	年 月 日

開発課題			
開発者	氏名	所属	身分
	TEL ()-()-()内線 ()		
計算機 利用料金	予算	円	
	実績	円	
開発結果	(具体的に)		

(注) 紙面がたりない場合は別紙を添付してください。